

令和4年度

滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書

滋賀県監査委員

滋 監 査 第 1 0 6 号

令和 5 年 (2023 年) 9 月 12 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県監査委員 清 水 鉄 次

滋賀県監査委員 奥 博

滋賀県監査委員 村 尾 慎 哉

令和 4 年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、滋賀県監査基準（令和 2 年滋賀県監査委員告示第 5 号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

第2 審査の対象

令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書

第3 審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に付された令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）その他の監査等によって得られた知見に基づき慎重に審査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除斥した。

第5 審査の結果および意見

審査に付された令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。

第6 備考

特段記載すべき事項はない。